

桑名文化専門学校 文化教養専門課程 日本語科 学 則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、日本語教育を通して、専門学校又は大学への進学を実現するとともに、進学後の専門分野の学修に円滑に取り組むことができる日本語能力、自律的かつ協働的に学ぶ力及び日本社会に参入・参加・参画するための基盤となる能力を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、桑名文化専門学校 文化教養専門課程 日本語科という。

(位置)

第3条 本学の位置を三重県桑名市中央町1丁目92番地に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本学は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程及び学科、修業年限、定員並びに休業日

(課程・学科・修業年限・定員)

第5条 本学の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課 程 名	学科名	修業年限	入学定員 (クラス数)	総定員	備考
文化教養専門課程	日本語科	2年	50名 (3クラス)	100名	

(学年・学期の終始期)

第6条 本学の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 1年を4つの学期に分け、各学期は次のとおりとする。

4月期 4月1日から6月30日までの3か月間

7月期 7月1日から9月30日までの3か月間

10月期 10月1日から12月31日までの3か月間

1月期 1月1日から3月31日までの3か月間

(休業日)

第7条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律で規定する日
 - (3) 夏季休業 8月1日から8月31日まで
 - (4) 冬季休業 12月23日から1月7日まで
 - (5) 春季休業 3月20日から4月4日まで
 - (6) 開校記念日 3月11日
- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。
 - 3 非常変災その他急迫の事情があるとき、又は教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程、授業日時数)

第8条 本学は、以下の表の教育課程を置き、学習レベルごとの到達目標及び授業日時数を次のとおりとする。到達目標は、「日本語教育の参照枠」に基づき、各学習レベルに対応する日本語能力の指標により定める。

教育課程	学習レベル	到達目標	授業日時数
進学2年コース	初級Ⅰ	A 1	50日 200単位時間
	初級Ⅱ	A 2	50日 200単位時間
	中級	B 1	150日 600単位時間
	中上級	B 2	150日 600単位時間

- 2 1単位時間は、45分とする。

(学習の評価)

第9条 学習の評価は、第6条に定める各学期の途中及び終了時に実施する試験に基づき行う。

- 2 前項の試験は、筆記（聴解及び読解を含む。）、口頭（会話及び発表を含む。）若しくは作文又はこれらの組み合わせにより実施する。

- 3 評価結果は、下表に定める評価基準に基づき、AからEまでの5段階の成績として判定する。

成績	評価基準
A	100～90点
B	89～80点
C	79～70点
D	69～60点
E	59点以下

- 4 前項の成績がEであった者に対しては、補講及び再試験を行うことがある。再試験において合格基準点に達した者の成績はDとする。

(授業の終始時刻)

第10条 本学の始業及び終業の時刻は、次の通りとする。

- (1) 午前クラス 始業時刻 8時40分 終業時刻 12時10分
(2) 午後クラス 始業時刻 13時10分 終業時刻 16時40分

(教職員組織)

第11条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
(2) 本務等教員 3名以上 (主任教員1名を含む)
(3) 教員 4名以上
(4) 事務を統括する職員 1名
(5) 生活指導担当者 2名以上
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
3 校長は、校務をつかさどり、所属する教職員を監督する。
4 本務等教員の中から、教育課程の編成及び他の教員の指導の責任者として、主任教員を置く。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第12条 本学への入学資格は、次のとおりとする。

文化教養 専門課程	日本語科	(1) 12年以上の学校教育を修了し、高校卒業に相当する学歴を有する者 (2) 心身ともに健康で、日本の法令、本学の学則等を遵守できる者 (3) 以下に定める日本語能力のある者 (4) 留学目的が明確で学習意欲があり、経費支弁者に十分な経費支弁能力がある者
--------------	------	---

※入学資格とする日本語能力

- ・ 日本語能力試験N5に合格、または同程度の日本語試験に合格した者
- ・ 日本語教育課程150時間以上を履修した者
- ・ 日本語教育の参照枠A1レベルの日本語能力があると認められる者

(入学時期)

第13条 本学への入学は、4月5日とする。

(入学手続き・許可)

第14条 本学の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第22条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して入学選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、入学許可の日から10日以内に第22条に定める入学金、授業料等を添え、手続きをとらなければならない。

(休学・復学)

第15条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、5日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(転学)

第17条 転学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(修了の認定)

第18条 校長は、進学2年コースにおいて、1,440単位時間以上を履修し、かつ第6条に定める各学期において第9条に定める学習の評価を受け、修了時において総合してD以上の成績を修めた者に対し、当該コースの修了を認定する。

- 2 欠席により履修単位時間を満たさない場合においては、補習を受けることにより、欠席した分の単位時間の履修を認めることがある。

(卒業の認定)

第19条 校長は、本学の所定の課程を全て修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(ほう賞)

第20条 校長は、成績優秀かつ他の学生の模範となる者に対して、ほう賞を与えることができる。

(懲戒)

第21条 次の各号の一に該当する者には、退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱しその他学生としての本分に反した者

第5章 入学金、授業料、その他

(納付金)

第22条 本学の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

項目	1年目	2年目
入学検定料	20,000円	
入学金	60,000円	
授業料	630,000円	630,000円
施設・設備費	40,000円	40,000円
保険 その他	40,000円	40,000円
合計	790,000円	710,000円

(納入および納入の特例)

第23条 学生が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 学生が休学したときは、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月（の翌月）から授業料を免除することがある。
- 3 第1項の規定にかかわらず、本学が正当と認めた理由がある場合には、授業料の全部又は一部を減免することがある。

（滞納）

第24条 学生が正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料を3月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合には、校長は、当該学生に対して退学を命ずることができる。

（納付金の返還）

第25条 既に納入した納付金は、原則として返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、校長が認めた場合は、その全部又は一部を返還する。

- （1）在留資格認定証明書の交付を受け、在外公館によって査証の発給が拒否された場合は、査証不発給の証明書類を提出し、本学が返還理由を適当と認めたときに限り、入学検定料及び入学金を除いた納付金を返還する。
 - （2）査証の発給後に入学を辞退した場合は、査証が未使用かつ失効していることが確認できた後に、入学検定料及び入学金を除いた納付金を返還する。
 - （3）来日後、入学しなかった場合は、入学検定料及び入学金を除いた納付金を返還する。ただし、教材費、事務手数料等の既発生費用については差し引くものとする。
 - （4）入学後、途中退学した場合は、入学検定料及び入学金を除いた納付金について、1年間を2期（半年ごと）として、退学時点で未開始となる1期分の納付済み費用を返還する。
- 2 返還は、学生又は経費支弁者が指定する銀行口座へ送金するものとする。ただし、返還に係る送金手数料等は、学生又は経費支弁者の負担とする。

第6章 寄宿舍

（寄宿舍）

第26条 本学は、学生の居住の用に供するため、寄宿舍としての学生寮を設置している。

- 2 学生寮を利用する場合、入学前に初回納入金として6か月分の寮費と保証金を納入しなければならない。寮費と保証金は次のとおりとする。

項目	金額
保証金	20,000 円
一月当たりの寮費	20,000 円

- 3 前項の規定により納入された初回納入金は、入学日までに入学辞退意思表示をした場合は、保証金を除いて返還する。退学、除籍の場合は、初回納入金は原則として返還しない。
- 4 また、本学は、アパート等を借り上げてこれを寄宿舍として使用することがある。
- 5 寄宿舍に入居した者は、本学の定める規則を遵守しなければならない。

第7章 健康診断

(健康診断)

第27条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより、実施する。

第8章 補則

(施行細則)

第28条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、令和9年4月1日から施行する。

(第27条の細則)

進学2年コースは毎年4月に以下の病院で実施する。

カトウ医院

住所：三重県桑名市有楽町 14

電話：0594-22-5595

診療科目：内科／糖尿病代謝内科／循環器内科

診療時間：月～土 9：00～12：00

月火水金 15：00～18：00

(第28条の細則)

第28条は、学則の施行に関し必要な事項を別に定めることができる旨を規定した一般的委任規定であり、現時点では別途施行細則等は制定していない。